

令和8年度 可児市の介護保険料のお知らせ

はじめに通知書の枠の色を確認してください

徴収方法(納め方)によって通知書の枠の色が異なるので、徴収方法(納め方)の説明を確認し、適切な納付にご協力ください。

なお、介護保険料の納付は特別徴収(年金天引)が原則となっており、納付方法は選択できません。

65歳になった直後、転入した直後など、特別徴収(年金天引)できない人は普通徴収になります。



枠の色	徴収方法(納め方)	説明の記載箇所
青色	特別徴収(年金天引)	通知書(青色の枠)の見方 ①、②
	普通徴収(口座振替)及び特別徴収(年金天引)	通知書(青色の枠)の見方 ①、②、③
	普通徴収(口座振替)	通知書(青色の枠)の見方 ①、③
橙色	普通徴収(現金納付)	通知書(橙色の枠)の見方 ④、⑥、⑦
	普通徴収(現金納付)及び特別徴収(年金天引)	通知書(橙色の枠)の見方 ④、⑤、⑥

[Tagalog] Basahing mabuti ang website na may wikang banyaga.

[English] Foreign version are available on the website. Please make sure to check it.

[Português] Verificar a versão em outros idiomas disponível na homepage.



可児市の介護保険料の決め方

介護保険料は3年ごとに見直される介護保険事業計画を基に決定しており、第9期可児市介護保険事業計画(令和6~8年度)の中で、この3年間の65歳以上人口、要支援・要介護認定者数、介護サービス事業者の開設状況などを勘案したうえで、決定しています。

個人の介護保険料は、4月1日現在の世帯状況と、本人の収入・所得、本人及び世帯員の新税の課税状況などにより決定しています。納付いただいた介護保険料は、介護が必要となった人を社会全体で支えあうための貴重な財源となります。介護サービスが必要になった時に安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解をお願いします。

可児市における介護保険の財源内訳 ※利用者負担を除く

27%	23%	50%
40~64歳	65歳以上	公費(税金)
介護保険料		



本通知、介護保険料に関するお問い合わせ先

可児市役所介護保険課 介護保険係

電話: **0574-62-1111**

(内線 3224、3225)

オンラインなら24時間受付可能です!



よくある質問と回答



市ホームページ

通知書(青色の枠)の見方

年度 介護保険料決定(変更)通知書

通知書番号

年 月 日

岐阜県可児市長 印

令和8年度の年間保険料額

年間①料額	円	保険料段階	通知事由
-------	---	-------	------

【期別保険料額】

特別徴収(年金天引)			普通徴収(現金納付または口座振替)			取納済額 (円)
月	変更後(円)	変更前(円)	期	変更後(円)	変更前(円)	
4月						
5月						
6月			第1期			
7月			第2期			
8月			第3期			
9月			第4期			
10月	②		第5期		③	
11月			第6期			
12月			第7期			
1月			第8期			
2月			第9期			
3月			第10期			
計			随時期			
合計			計			

差引増減 (円)

賦課根拠については裏面をご覧ください。

令和8年度通知済分からの増減額

① 年間保険料額

○令和8年度の所得段階に応じて決定した金額です。

「②特別徴収(年金天引)」欄と「③普通徴収(現金納付または口座振替)」欄の金額を合計した金額。

② 特別徴収(年金天引)

○次の要件を満たす場合、特別徴収(年金天引)で納付していただきます。ただし、令和7年度に特別徴収(年金天引)が停止になったなど、個別の事情により特別徴収(年金天引)できない場合は、開始が遅れる場合があります。

- ・令和8年2月より前に「満65歳になった」「可児市に転入した」などの理由で資格を取得した人。
- ・令和8年4月時点で年額18万円以上の年金を受給している人。

○特別徴収(年金天引)額は、特別徴収(年金天引)開始月によって下表のとおり決定しています。

特別徴収開始月	4、6、8月の特別徴収(年金天引)額	10、12、2月の特別徴収(年金天引)額
4月	前年の所得状況などが確定しないため、前々年の所得などから算定した金額	前年の所得状況などから算定した年間保険料額から、4、6、8月の特別徴収額を差し引いた残りを3回に分けた金額
6月		
8月	前年の所得状況などから算定した年間保険料額を、8、10、12、2月の4回に分けた金額	
10月	/	前年の所得状況などから算定した年間保険料額の半分を10、12、2月の3回に分けた金額*残り半分は6～9月に普通徴収(納付書または口座振替)で納付

③ 普通徴収(現金納付または口座振替)

○普通徴収(現金納付または口座振替)欄に金額が記載されている人は、口座振替の登録がある人です。登録口座は、通知書の右側に記載しています。納期限までに残高確認および入金してください。

通知書(橙色の枠)の見方

令和8年度の年間保険料額

年度 介護保険料決定(変更)通知書

年間④料額 円	保険料段階	通知事由
------------	-------	------

【期別保険料額】

特別徴収(年金天引)			普通徴収(現金納付または口座振替)			収納済額 (円)
月	変更後(円)	変更前(円)	期	変更後(円)	変更前(円)	
4月						
5月						
6月						
7月			第1期			
8月			第2期			
9月			第3期			
10月	⑤		第4期		⑥	
11月			第5期			
12月			第6期			
1月			第7期			
2月			第8期			
3月			第9期			
			第10期			
			随時期			
計			計			

合計(円)

差引増減(円)

賦課根拠については裏面をご覧ください。

令和8年度通知済分からの増減額

通知書番号

年 月 日

岐阜県可児市長 印

④ 年間保険料額

○令和8年度の所得段階に応じて決定した金額です。

「⑤特別徴収(年金天引)」欄と「⑥普通徴収(現金納付または口座振替)」欄の金額を合計した金額

⑤ 特別徴収(年金天引)

○「②特別徴収(年金天引)」の説明を確認してください。

⑥ 普通徴収(現金納付または口座振替)

○次の事例に当てはまる人で、口座振替の登録がない人に納付書を送付しています。

必ず納期限までに納付してください。

- ・所得段階の変更などを理由に令和7年度の途中で特別徴収が停止となった人
- ・令和8年2月以降に65歳に到達または転入した人など
- ・特別徴収(年金天引)の要件を満たしていない人
- ・年金を担保とした借入れがあるなど個別の事情で特別徴収(年金天引)できない人

○納付書をすべて使用し、1年分をまとめて納付することもできます。

○コンビニエンスストアでの納付は各納期限まで利用できます。

⑦ 特別徴収(年金天引)の開始予定

○令和8年度に特別徴収(年金天引)がなく「②特別徴収(年金天引)」に記載の要件を満たしている場合、令和9年4月から特別徴収(年金天引)が開始される予定です。ただし、令和8年10月以降に65歳に到達または転入した人などについては「介護保険料決定のお知らせ」の裏面にある表のとおりです。

● 口座振替の登録について

○金融機関で手続きしてください。口座振替依頼書は可児市内の金融機関に設置しています。

持ち物：通帳またはキャッシュカード、口座の届出印、納付書、口座振替依頼書(市外店舗の場合)

令和8年度介護保険料表

●保険料基準額は月額5,700円、年額 68,400円

賦課対象となる人の世帯、所得などの状況			所得段階	保険料年額 保険料率
住民税課税状況 ^{※1}		賦課対象者の前年の課税年金収入金額と年金以外の合計所得金額の合計 ^{※2}		
本人	世帯			
—	—	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	第1段階	17,100円 基準額×0.25
非課税	非課税	826,500円以下	第2段階	27,360円 基準額×0.40
		826,500円を超え120万円以下	第3段階	44,460円 基準額×0.65
		120万円を超える	第4段階	58,140円 基準額×0.85
	課税	826,500円以下	第5段階	68,400円 基準額×1.00
		826,500円を超える		
住民税課税状況 ^{※1}		賦課対象者の前年の合計所得金額 ^{※2}	所得段階	保険料年額 保険料率
本人				
課税		120万円未満	第6段階	75,240円 基準額×1.10
		120万円以上210万円未満	第7段階	82,080円 基準額×1.20
		210万円以上320万円未満	第8段階	99,180円 基準額×1.45
		320万円以上420万円未満	第9段階	109,440円 基準額×1.60
		420万円以上520万円未満	第10段階	123,120円 基準額×1.80
		520万円以上620万円未満	第11段階	136,800円 基準額×2.00
		620万円以上720万円未満	第12段階	150,480円 基準額×2.20
		720万円以上800万円未満	第13段階	157,320円 基準額×2.30
		800万円以上900万円未満	第14段階	164,160円 基準額×2.40
		900万円以上1,000万円未満	第15段階	171,000円 基準額×2.50
		1,000万円以上1,500万円未満	第16段階	181,260円 基準額×2.65
		1,500万円以上	第17段階	194,940円 基準額×2.85

※1 令和8年度介護保険料の算定においては、令和7年度税制改正の影響により非課税になった人は課税としてみなす場合があります。詳細は市のホームページを確認してください。

※2 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）などを控除した金額で、特別控除後の土地・建物などの分離譲渡所得など、繰越控除前の分離課税の株式などに係る譲渡所得などの金額も含まれます。なお、損失の繰越控除は含みません。なお、収入金額に遺族年金、障害年金は含まれません。